2001年6月 定例会(第257回)-06月25日-03号

乳幼児医療費の助成制度について 同和対策事業の終結について

第一は、小集落地区改良事業

第二は、同和対策住宅新築貸付金滯納問題

第三は、同和向け住宅の家賃滞納問題

高度化資金助成制度について

男女共同参画推進条例について

教科書問題について

警察問題について

再質問 乳幼児医療の問題

男女共同参画 業者の実態調査

◆九番(今井光子) (登壇) 昨日、日本共産党が主催をいたしまして大淀町で林業シンポジウムを開きました。多彩な方々の参加で成功いたしましたが、あるパネラーの方は、今林業をしていると言うと必ず、山はもうあかんでと言われる、しかし、山があかんのではなくて、山をだめにした社会が悪いんだと発言をされました。私は、政治に携わる者のその重みを実感したわけでございます。私は日本共産党を代表いたしまして、県民の切実な問題を取り上げて一般質問をいたします。

まず、乳幼児医療費の助成制度について、知事に質問いたします。

六月一日、新日本婦人の会が全国一斉親子パレードを行いました。奈良県でも、ベビーカーに赤ちゃんを乗せたり子どもの手を引きながら若いお母さんたちが、乳幼児医療を就学前まで無料にしてほしい、窓口払いをやめてほしいと県庁に要望に来られました。今全国で乳幼児医療費の無料化が広がっています。奈良県では昭和四十八年から○歳児に所得制限を設けて無料化を実施、平成九年からは所得制限を設けて、一、二歳児に対し一回八百円、月四回までの負担を上限とした医療費助成制度が行われています。一部負担は、医薬分業が広がる中で医療機関と薬局と両方の負担がかかります。山添村では四月から対象年齢を就学前まで引き上げ、平群町では六歳児までの医療費の窓口無料が実現をしています。入院のみ、歯科のみも含めて、何らかの形で六歳もしくは就学前までの無料を実施しているところは四自治体です。斑鳩も四歳未満と年齢を拡大しています。また、県の制度に上乗せをして所得制限をなくしているところが八市十六町七村、一部負担金を助成している自治体が四市十二町五村もあります。県内の七割を超える自治体が上乗せをしていま

す。全国的には東京都や秋田県などが就学前までに拡充しています。中学卒業まで無料に した岐阜県の笠松町では、子どもの出生数が年々ふえています。

奈良県の乳幼児医療費助成制度は現物給付が原則ですが、健康保険組合の一部及び自治体の上乗せ分などは償還払いになっています。乳幼児が診察を受けた後で、親が窓口で立てかえ払いをし、医療機関の証明書をもらって、それを市町村の窓口に提出をすると、約三カ月後に銀行の口座に振り込まれるという大変面倒な仕組みになっています。交通費が高くつく、子ども連れの手続は大変と、せっかくの制度が利用されない例もあり、現物給付にしてほしいというのは多くの親の願いです。せっかくの乳幼児医療費助成制度がありながら、窓口払いのためにお金がないとお医者さんにかかれないというお母さんの声も聞いています。子どもの病気はすぐ急変します。六月一日の要望申入れのときに福祉部長は、国の医療改革が十四年と聞いているので、それを見て検討したいと言われておりましたが、子どもは今が大事なのです。国では、六歳までのすべての子どもの医療費を無料にした場合、自己負担分が二千四十億円と見積もっています。国が助成制度を実施すれば、単純に考えて、奈良県では十億円です。県と市町村の十一年度の実績では八億四千八百万円で、市町村と半分の負担であれば県で一億円ふやせば実現できます。

そこで、知事にお尋ねいたします。就学前までの乳幼児医療制度の創設を国にも働きかけるとともに、奈良県でも実現をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。当面、〇、一、二歳までの所得制限と一部負担をなくして無料化を実現していただきたいと思います。早急にすべて現物給付になるように、市町村と協議をして実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、同和対策事業の終結について、知事に質問いたします。

同和問題の早期解決は県民の願いです。私は、高校時代に部落問題を初めて知って、この時代にいわれのない差別に苦しんでいる人がいることに大きな衝撃を受けました。大学で部落問題を学び、どうすれば部落差別をなくすことができるのかと胸を痛めていたときに、日本共産党と出会いました。封建的な身分制度のもとで住居、結婚、職業選択の自由が奪われていた問題は、今日解決の方向に向かっていること、民主主義が実現されていけば部落問題は解決されていくという国民融合の考えは、私に大きな勇気を与えてくれました。部落差別をなくすために役に立つ仕事がしたいと思い、私は卒業後、岩波新書の「部落の女医」の舞台になった診療所に医療ソーシャルワーカーとして就職したのが奈良県に来たきっかけです。

奈良県では長い年月と多額の予算をかけて、多くの方々の努力により同和対策事業が行われてきました。この間、同和地域は大きく変わりました。今、同和問題の解決が現実的な課題になる時代を迎えています。同和問題が解決された状態というのは、一、生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、二、同和問題に対する科学的な認識や、偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況がつくり出されること、三、部落差別にかかわって、同和地区住民の生活態度、習慣に見られる歴史的後進性が克

服されること、四、地域社会で自由な社会的交流が進展し連帯融合が実現することと、定義がされています。国でも、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題早期解決は困難として、平成九年の三月末で終了とし、その後五年間の特別措置も今年度末をもって終了です。知事は、部落差別がある限り同和対策は県政の重要な課題であると明言されておりますが、いつまでも同和対策を長引かせることは部落解放に逆行するものです。どんな形であれ、同和地域を特別視する同和対策は終了すべきです。現在、同和行政の終結と一般対策への移行の取り組みが行われている以上、その内容や到達状況を県民に伝えて、意見を聴取することは、重要な課題ではないでしょうか。同和地区内に集積している公共施設のあり方や、個人給付事業など、一般対策の低所得対策の見直しとあわせての検討が必要です。また、環境がよくなっても、それを生かし切る住民の主体的な力量は不可欠です。二十一世紀に部落問題を持ち越さないためにも、終結に向けた、きめ細かな丁寧な対応が早急に求められている時期だと思います。県としての基本的な考えを明らかにしてください。

一九九六年に出された地域改善対策協議会意見具申の中で、新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難であると、次のように指摘しています。新しい要因とは、一、行政の主体性の欠如による不適切な行政運営が国民の強い批判と不信感を招いていること、二、個人給付施策の安易な適用や、同和関係者を過度に優遇するような施策が国民に不公平感を招いていること、三、えせ同和行為が同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっていること、四、同和問題について自由な意見交換ができる環境がないということです。これは奈良県でも言えることです。これらの四つの問題点を正していくことが重要です。

私は、次に具体的な問題点を挙げながら質問いたします。

土木部長に三点質問します。

第一は、小集落地区改良事業です。先日、日本共産党の調査団で県内三地区の地域改善対策事業の視察を行いました。今年度末でほぼ完了というところもあれば、これから一般対策で始めようというところ、きれいに整備されているところもあれば、不自然に空き地が目立って、せっかく整備した道路や駐車場にはナンバープレートのない車やごみが不法投棄されているなど、地域によって格差があり、さまざまでした。また、周辺地域と均衡を欠いた立派過ぎる公園や、高くて狭い、使い物にならない公園など、さまざまです。しかも、行政的措置で住宅や居住環境が整備されても、それを生かし切れる住民の主体的な力、例えば自立意識や市民道徳などが育たなくては変わりません。このような事態を生んだ背景には、住民参加による民主的なまちづくりがなされず、一部有力者の圧力で同和事業がゆがめられたり、行政が不正や腐敗を許してきたことがあります。莫大なお金と時間をかけて行われてきた事業が同和問題の終結という本来の目的に結びつくためには、県としてもこれまでのあり方をよく総括し、県下の状況をよくつかみ、市町村と相談しながら進めるべきだと思います。事業のおくれの原因や残事業達成の方針と見通しを明らかにし

てください。

第二は、同和対策住宅新築貸付金滞納問題です。二十九の市町村で約三十億円が累積しています。市町村は徴収の迅速化を図るために一部事務組合化を検討とされております。この問題は県でも市町村でも大問題です。これは明らかに行政の主体性や管理能力の欠如です。その体質をそのままにして一部事務組合化を進めても、行政責任があいまいにされるだけで、解決にはならないと思います。県としてどのように対応するのか、お聞かせください。

第三は、同和向け住宅の家賃滞納問題です。長期にわたる空き家や不正入居、賃貸住宅の建て増しなど、さまざまな問題が生じています。行政がその実態すらつかんでいないところもあります。市町村任せと済ますことのできない問題です。これらの問題を解決し、法期限後は広く一般住宅とすべきと思います。家賃滞納についてはどのように解決しようとしているのか、お答えください。

次に、高度化資金助成制度について、商工労働部長に質問します。

高度化資金助成制度は、中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業などを支援するために、コンサル面、資金面から助成する制度です。制度の特色は政策目的達成の助成制度であり、条件はほかに例を見ない長期低利です。指導と貸付けが一体的に運用され、事業団と都道府県が協調して助成を行います。一般的に中小企業向け金融制度は専門の金融機関が行っていますが、高度化資金は主として、行政機関である都道府県の窓口で行っています。各種税制の特例措置が受けられ、地価税の非課税や事業所税の非課税など九項目にもわたる特例があります。さらに市街化調整区域における特例措置など、まさに至れり尽くせりであります。多額の高度化資金を借りたにもかかわらず、ほとんど返済されていないところもあると聞いておりますが、これが事実だとすれば、貸し付けた県としての見通しの甘さや指導のあり方が問われる重大問題です。奈良県として同和対策の高度化資金の実態や返済状況、また返済が不可能になったときはどうなるのか、お伺いをしたいと思います。

男女共同参画推進条例について、総務部長を兼務しておられる関副知事に質問いたします。

男女共同参画推進条例が提案されました。条例九条には、男女共同参画計画を定めるとしています。条例を絵にかいたもちにしないために、計画では数値目標を明らかにして必要な予算もつけ、具体的な施策での実行が望まれています。日本は平均寿命や教育水準、国民所得などの指数は世界百七十四カ国中九位ですが、女性の政治や経済活動での意思決定への参加、所得格差などの総合的な比較では四十一位と大幅ダウンです。賃金格差では、男性一〇〇%に対して女性の賃金が八〇%台の欧米諸国が、格差のさらなる縮小を目指して法律改正や条件整備をしているのに対して、日本の女性は、パートを含めれば四九%と男性の半分以下です。しかも、奈良県の女性の就労率は全国最下位です。女性の力を正当に評価してその力が発揮されてこそ社会も進歩します。政策決定の場に女性の登用が求め

られます。奈良県の各種審議会の女性委員の登用は、百三十九の審議会中女性を含むものが六七・六%にとどまり、委員数では千五百六十三名中三百二十二名、二〇・六%です。すべての審議会に女性を含むとともに女性委員を大幅にふやして、少なくとも県が決めた二〇〇五年までには三割が達成できるように計画的に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、委員の選出方法が各種団体の役員などの充て職や、大学の先生や弁護士など、限られた中での選出になっています。一人で幾つかの委員を兼ねている女性委員の現状を改めて、公募制を取り入れ、女性の声を反映させるように改善させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

商工労働部長に質問いたします。

男女共同参画社会基本法に基づいて、昨年の十二月に男女共同参画基本計画が閣議決定されました。その中には、家族従事者の実態把握等として、商工業等の自営業における家族従事者の実態に把握に努める、また、女性が家族従事者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう営業と家計の分離など、関係者の理解が得られるように努めるとあります。所得税法の第五十六条には、家族の労働は家長である主人の労働とみなす封建的家制度が残されて、自家労賃は必要経費に認められておりません。昨年、業者女性が県に要望に来たときも、労働者でもない、業者でもない、朝早くから夜遅くまで働いて、自家労賃も認められず、子育ても介護も一手に引き受け、有給も産休もない、病気のときの保障もない、私らは一体何やという声が上がりました。不況、倒産、閉店など、業者女性の苦労は言語に尽くしがたいものがあります。既に高知県などでも調査がされておりますが、自家労賃を認めて国保の傷病手当が実現できるような家族従事者の実態調査をぜひ具体化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、中小建設業者の経営と権利を守る民主的ルールづくりについて、土木部長に質問いたします。

昨年秋の臨時国会で公共工事入札・契約適正化法が制定され、四月一日から施行されました。これは不透明な公共事業の受発注のあり方を改善して、入札、契約の透明性を高め、公共事業への国民の信頼回復を目的に制定されたもので、発注者の役割と責任を初めて法の中で明確にした点は評価できます。適正化法は、下請の権利を守るために、発注者の義務として、入札・契約情報の公表や施工体制の適正化、不正行為の防止などを定めております。適正化指針には、第三者機関によるチェック、公正競争の促進、工事の施工状況の確認など、適正施工の確保、談合情報対応マニュアルの策定による不正行為の発生防止などが含まれております。さらに、参議院の国土環境委員会の附帯決議では、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるとともに、建設労働者の賃金労働条件の確保が適切に行われるように努めること等があり、中小業者の受注機会の確保と建設労働者の賃金労働条件にまで踏み込んだ内容になっており、この附帯決議の意義は大変大きいものがあります。本来、建設工事の請負契約は双務契約であり、元請と下請は対等な立場で取引が行われるべきですが、現状は元請言いなりです。日常的に単価の

取り決めも契約書もないまま工事に入り、元請からのしわ寄せをもろに受け、多額の赤字を抱えて倒産しています。公共事業では、資金力のない下請が労働者や資材の調達が円滑に行われるように、通常四割の前払い金制度がありますが、下請にはほとんど渡されていません。下請へは労務費の場合も資材一式も部分払いや出来高払いで支払っている上に、出来高が上がっても契約締結が遅くて工事代金の請求ができず、工事費の立てかえになる場合もふえています。労務費は現金での支払いが原則ですが、一〇〇%手形のケースもあります。現場では産廃の処理費や現場担当者の経費まで下請に押しつけられ、不法投棄などさまざまな問題が起きています。共産党にも、二次下請の倒産であおりを受けた孫請業者が泣き寝入りされようとしている相談などが寄せられています。

県では中小建設業や労働者を守るために、適正化法の義務条項だけではなく、ガイドラインや附帯決議も含め具体化すべきと思います。発注者責任がきちんと実行できるような職員体制の充実は当然です。予定価格の内訳の公表及び入札・契約の手続を監視する第三者機関の設置、元請企業と下請企業の関係の適正化など、その具体的手だてはどのように進めていくのか、県の実施に向けての計画など、今後の方針をお聞かせください。

次に、教科書問題について、教育長に質問いたします。

二〇〇二年度から使用される小学校と中学校の教科書の検定が終了し、結果も公表され、 教科書採択の作業が行われています。既にご承知のように、特に新しい歴史教科書をめぐ って、日本が行った侵略戦争と植民地支配を反省しないのみならず、太平洋戦争がアジア の独立をもたらしたと美化しているなど重大な問題があると、国内はもとより、韓国・朝 鮮、中国などアジア諸国から厳しい批判の声が上がっています。日本共産党の志位和夫委 員長は五月の代表質問で検定合格の取り消しを小泉首相に求めましたが、首相は、考えて いないと拒否いたしました。このような状況のもとで、奈良県下で教科書採択がどのよう に行われるのか、県民は重大な関心を持っています。また、教科書の採択に当たって学校 現場の教職員の意見を排除することを求める趣旨の請願や陳情が各地で繰り返されている と聞きます。教科書の選定、採択に当たっては、教育の専門職であり、日常的に教科書を 使用し、子どもたちを最もよく知っている教職員の意見が尊重されるのは当然ではないで しょうか。このことはILO、ユネスコ共同の「教師の地位に関する勧告」一九六六年や、 一九九七年九月の文部省から出された都道府県教育委員会あての教科書採択方法の改善の 通知の精神にも明らかであると思います。県下の各教育委員会は、新しい歴史教科書に対 する批判の声にもよく耳を傾け、教科書採択に対して十分な良識をもって対処するべきだ と考えますが、県の考えをお聞かせください。

最後に、警察問題について質問いたします。

奈良県警汚職、奈良佐川急便事件は、県民の信頼を著しく失墜し、厳しい批判が集中しています。県警は、この事件が表面化して二カ月も公式な記者会見を行わずに、県議会にも具体的な説明をしないで、ようやく三月十五日に報告するという県民無視の態度でした。収賄事件では口裏合わせなどによる証拠隠滅が行われやすいことから逮捕が常識であるに

もかかわらず、しかも、県警幹部が起こした事件でありながら、逮捕もせずに書類送検だ けという、あまりにも身内に甘い対応で、事実解明の姿勢が見られません。この件につい ては国会でも衆議院の内閣委員会で我が党の松本善明議員が取り上げ、三月十六日の委員 会で、逮捕をして罪証隠滅ができないようにして、徹底的に捜査しなければ、捜査完了と は絶対に言えないと追及し、伊吹文明前国家公安委員長は、県警のやり方は常識から外れ たことだと答えています。この結果、収賄側の中心人物、元警視の自殺という最悪の事態 を招いた県警の責任は重大であります。マスコミも、究極の逃亡であり、証拠隠滅である と指摘しています。現在、検察と県警は協議の上で、現職警察官は逮捕をせずすべて不起 訴処分とする、県警OBの佐川急便元副社長、関連会社社長らの容疑については一部起訴 処分に持ち込むとの方針を固めたものと思われ、世論やマスコミの厳しい批判が無視でき ないために、警察OBの起訴によって世論に配慮しながら、現職警察官については、元警 視の自殺などを口実にすべて不起訴処分で幕引きを図ろうとしているのではないかと思わ れます。これは絶対に許せません。一連の事件は奈良県警と民間企業の癒着・腐敗事件で あり、第一に、多数の警察官がかかわっていること、第二に、腐敗の中心はノンキャリア のトップグループの県警幹部であること、第三に、企業側が多数の退職警察官の再就職を 受け入れ、癒着構造を深めてきたこと、第四に、癒着相手の企業が暴力団や右翼とのつな がりがあると指摘されている企業であったという特徴を持っています。いずれも重大で見 過ごすことのできない問題であります。ところが、これまでのところ奈良県警は何ら真摯 な反省をしておらず、県警の組織的な責任を避けるための策動を続けていると言わざるを 得ません。真相の徹底究明と再発防止のための方策を求めるものです。

そこで、県警本部長にお尋ねします。全容の徹底解明が求められておりますが、次々と新たな疑惑が浮上しているのに、いまだに正式発表がありません。しかも本部長は、この事件が起こった要因を個人の資質の問題と答弁されておりますが、これだけ多数の警察官がかかわり、幾ら教育を徹底しても繰り返し起こる不祥事は、組織上に問題があることは明白です。本部長は今も個人の責任だと考えておられるのでしょうか。警察組織としての反省なしに今後の再発防止や県民の信頼回復ができると考えておられるのか、お尋ねします。

次に、公安委員長に質問いたします。県の公安委員会は、県民の良識を代表する者が警察行政の運営を民主的に管理して、その独善や政治的偏向を防止して、国民の基本的権利を擁護することにあります。しかし、現状では、奈良県警の不祥事についての対応を見ても、本来の役割を果たしていないのではないでしょうか。むしろ警察に管理されて警察の追認機関になっているのではと、多くの県民が疑問に思っています。警察から独立した機関として県民の立場での独自の対応が必要であると考えます。新しく改正された警察法では、公安委員会は、必要ありと認められた場合には、監察委員を任命して、具体的または個別的な事項まで監察を指示できるとなっておりますが、一連の佐川急便にかかわる事件について、公安委員会として監察の具体的な指示を出されたのでしょうか、お答えくださ

11

また、警察法の一部改正に当たって、衆参両院の地方行政委員会、警察委員会において 附帯決議がなされています。その中で、国会論議において、都道府県公安委員会も都道府 県議会に対し所掌事務の処理状況を報告するように求める指摘がされたことを踏まえて、 積極的に検討することとされています。県の公安委員会として県議会への報告をされるべ きだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で第一間を終わります。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。 (拍手)

◎知事(柿本善也) (登壇) 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問の第一点は、乳幼児医療助成制度についてでございます。無料化等についてご質問ございました。

この助成制度については、先ほど除議員のご質問に対して福祉部長からお答えしたところでございますので、簡略に申し上げますが、お尋ねの中で、当面二歳児までの所得制限の撤廃と支給方法の改正等についてのお尋ねがございました。これにつきましては、やはり平成十四年度に予定されている医療保険制度改革の動向も見きわめた上で、県と市町村等で構成する福祉医療検討委員会で制度のあり方について検討してまいりたいと、さように考えている次第でございます。そういうことで、今後のあり方につきましては、乳幼児医療制度はいろいろバラエティーがございますが、全国的に取り組まれている制度でもありますところから、国においてそうした制度を創設されるよう要望してまいりたいと考えております。

二点目は、同和対策事業についての終結に向けて、県としての基本的な考え方をという ご質問でございます。

同和対策につきましては、本県では国に先駆けて環境改善事業補助を実施するとともに、国の補助制度を積極的に導入するなど、同和対策を県政の主要な柱として実施してきた次第であります。その結果、同和地区の生活環境等は大幅に改善される等、相当の成果が認められるところでございます。しかし同時に、教育、産業、就労等の分野に残された課題もあることは事実でございます。これらの状況を踏まえ、同和対策事業の一般対策への移行を基本として事業の見直しを進めるとともに、特別対策諸事業の法期限内完遂に向け努力いたしているところでございます。また、差別事象が後を絶たないという事情もございますので、差別意識の解消につきましては、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題も人権問題の重要な柱として積極的に推進すべきであるという平成八年の地域改善対策協議会の意見具申がございます。これを踏まえて推進しているところでございます。

また、今後の県としての同和対策のあり方につきましては、昨年十二月奈良県同和対策協議会の建議の中で、特別対策としての同和対策は平成十三年度で終了するが、同和問題

の早期解決を目指す取り組みを放棄するものでなく、残された課題解決のため一般対策の中で推進する必要がある、こういう提言をいただいているところでございます。法失効後の同和対策につきましては、この建議の趣旨を踏まえまして施策展開をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎土木部長(前田論) (登壇) 九番今井議員のご質問にお答えします。

私に対しては、大きく分けて二点のお尋ねでございます。

まず第一点目として、同和対策事業の終結についてでございます。項目として三つのご質問でございます。一つとして、小集落地区改良事業の進捗状況いかん。二つとして、住宅新築資金等貸付金の滞納についていかん。三つとして、同和向け公営住宅家賃の滞納についていかんというご質問でございます。

まず、小集落地区改良事業については、現在四市五町の十事業地区で実施されており、 現時点での事業進捗率は平均で八八%となっています。これは十二年度末の数字でござい ます。県では地対財特法の期限切れとなる今年度末までの事業完了に向け、事業主体であ る市及び町との連携を密にし、きめ細かな指導・助言を行っているところでございます。

また、住宅新築資金等貸付金の滞納問題についてでございますが、現在、関係二十九市町村で組織する住宅新築資金等貸付制度改善対策奈良県市町村協議会で債権回収に向けた検討が進められておりまして、県としても今後この動向を見守りたいと考えているところでございます。

なお、同和向けを含めた市町村営公営住宅の家賃滞納問題については、これまでも長期 滞納者や不正入居者等への厳正な対応をはじめ、口座振替の加入率を上げるなど、各市町 村に必要な指導を行ってきたところでございます。県では今後とも徴収率のアップに向け まして、こうした取り組みの徹底強化を図りたいと考えている次第でございます。

次の二点目として、中小企業者の経営と権利を守る民主的ルールづくりについてのご質問でございます。具体的には、公共工事入札・契約適正化法の施行により、予定価格の内訳の公表及び入札・契約の手続を監視する第三者機関の設置並びに元請企業と下請企業との関係の適正化等でございます。

議員ご指摘のとおり、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」は昨年十一月に成立、公布され、本年四月より施行されたところでございます。この法律の施行に伴いまして毎年度の発注見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表等が義務づけられまして、本県においてもそれに沿って実施しているところでございます。また、この法律の規定に基づきまして、公共工事の入札・契約の適正化を図るため取り組むべき具体的なガイドラインとして、適正化指針が本年三月に策定されたところでございます。そのうち予定価格及び積算内訳の公表につきましては、積算の妥当性の向上に資するため、本県では予定価格はすべての建設工事について契約締結後に公表し、また、積算内訳は直接工事費

の事前公表を行った工事について契約締結後に公表しておりまして、今後はその公表対象の拡大について検討したいと考えているところでございます。また、入札・契約の手続を監視する第三者機関につきましては、入札・契約の過程の透明性を確保するため、早期設置に向け検討しているところであります。そして、元請・下請取引の適正化は、建設業の健全な発展のために重要な課題であり、特に最近の厳しい経営環境のもとではその必要性が一層強まっています。元請・下請取引は民間同士の契約関係であり、本来自由な経済活動にゆだねるべきでありますが、建設業法にも、下請代金の支払いや下請請負人に対する特定建設業者の指導等の元請人の義務が規定されているところでございます。本県においては、今までも元請・下請取引の適正化について市町村、建設関係団体に周知しまして、書面による下請契約の締結や下請代金の支払いの適正化等について、機会をとらえて指導を重ねてきたところでございます。

今後とも、建設業法、それから「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の目的、趣旨等を十分踏まえ、元請・下請企業の関係の適正化も含め、業界の健全な育成に努めてまいる所存であります。

以上でございます。

◎商工労働部長(池田好紀) (登壇) 九番今井議員の質問にお答えいたします。

私には二点ありまして、まず初めに、同和対策高度化資金貸付事業の実態、返済状況等についてでございます。

中小企業高度化資金は、中小企業者が共同して工場や店舗を集団で移転し、工場団地、 卸団地を形成する集団化事業でございます。それ以外に商店街の活性化を図るために行う 共同施設の設置等に対して、都道府県と中小企業総合事業団が協調して貸付けを行う制度 であります。その効果としましては、中小企業の体質強化にとどまりませず公害対策や地 域振興対策にも寄与していると考えております。このように政策目的の高い資金でありま すことから、貸付け条件は長期低利に設定され、また、特別の法律に基づくものにつきま しては無利子となっています。なお、貸付け条件については事業種類ごとに法令等に詳細 に規定されております。また、貸付けに当たりましては事前に事業計画について専門的な 立場から適切な診断、指導を行っているところでございます。お尋ねの高度化資金の実態 等につきましては、制度が開始した昭和四十二年度から平成十二年度末までの県内の利用 状況は、貸付件数が百八十五件、貸付総額二百五十八億余りでございます。うち同和高度 化分としましては三十三件、百八億円余りであります。また、平成十二年度末の返済残高 でございますが、五十八億円余りでありまして、うち同和高度化分は四十三億円余りであ ります。昨今の社会経済情勢の大きな変化に伴いまして高度化事業も、実施する組合を取 り巻きます環境も非常に厳しいものがあり、約定どおりの償還が困難となる場合もありま すが、そうした場合は経営内容を検討し、中小企業総合事業団との協議により償還条件の 変更を行うなど、適切な対応を図ってまいったところであります。なお、倒産などにより

返済が不可能になった場合は、その経緯等も含め検討し、処理することになっておりまして、第一義的には高度化融資の政策的な意図に基づき再建策に主力を注ぐ考えであります。 第二点目の、男女共同参画推進条例制定に関しまして、家族従事者の実態把握が記載されているが、県としてどうかということでございますが、家族経営的に生業的性格が強いのは中小企業の中でも小規模事業者と言われている事業者でありまして、低生産性や長時間勤務などの、中小企業に比べて経営、労働条件の低位性も指摘される中で、多くの小規模事業者が経営改善に努力されているところであります。これがまた地域社会との一体感を生み出すことになると報告されております。県としましては、総合相談、需要開拓、人材養成、技術力強化、金融の円滑化など通常の中小企業施策に加え、経営指導員等による相談、指導や金融面などで小規模事業者の経営改善に向けた支援に努めているところであります。議員お述べの男女共同参画基本法に記載されている実態把握につきましては、現在国より具体的な内容が示されていない状況にありますので、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。さらに男女共同参画社会実現に向けて、今後も普及、啓発に努

以上でございます。

力してまいる所存であります。

◎副知事 [総務部長事務取扱] (関博之) (登壇) 九番今井議員のご質問にお答えいた します。

私に対しまして、男女共同参画推進条例制定に関しまして、各種審議会における女性委員の登用についてのお尋ねがございました。

審議会における女性委員の登用につきましては、平成九年八月に審議会等委員選任指針を作成しまして、この中では、例えば委員数十五名以内ですとか、在任期間十年以内、重複就任四以内、こういう指針を出したわけでありますが、それの中で、あわせて女性登用率当面二〇%以上ということで取り組みを進めてきました。このことから、登用率は平成九年八月の時点で一四・一%であったものが、議員お述べのとおり、十三年三月末現在では二〇・六%に達しているところであります。そこで次は、ご質問にもありましたように、平成十七年度には三〇%という目標になるわけであります。今回策定しました奈良県新総合計画後期実施計画におきましても、男女共同参画社会の実現に係る施策目標値の一つとして県審議会等への女性の登用率を掲げまして、この平成十七年度三〇%を目標値としております。今後その達成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。具体的には、通常各審議会の委員の任期でございますが、二年から三年程度でありますので、その任期の切れ目の時期に合わせてそれぞれの部局で検討するように決定してまいる考えであります。

また、関連して委員の公募制についてのお尋ねがありましたが、県民参加の促進、開かれた県政の推進、審議会の活性化などの視点から、幅広い分野からの委員の登用が重要と考えております。既に、審議会ではございませんが、本年五月に設置しました「夢ある家

庭・夢ある子育てを推進する県民会議」におきまして四名の委員、これは女性二名、男性 二名でありますが、この四名の委員を公募により選任をいたしているところであります。 他県の具体的な導入状況なども参考としながら、また審議会の性質などにも配慮しながら、 各部局に対し、公募制も活用した委員の登用についての検討を促してまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

◎教育長 (藤原昭) (登壇) 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

教科書採択問題についてのご質問でございます。

子どもたちが手にいたします教科書は、教科の目標や内容、地域の実態も考慮して最も適切なものが採択されることが大切であると考えます。そのために県の教育委員会では、採択基準を定めまして各採択地区等に示し、採択する市町村教育委員会の責任において公正で適正な採択を行うよう指導・助言をしているところでございます。各採択地区につきましては、教科指導のあり方や方向性を見据えつつ、教科の主たる教材であります教科書につきまして、教員である調査員に調査研究を十分に行わせています。さらに、各学校から提出された意見なども教科書選定の参考資料としているところでございます。県教育委員会といたしましては、各市町村教育委員会において採択基準に沿った公正で適正な採択が行われるよう、今後も指導・助言に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

◎警察本部長(綿貫茂) (登壇) 九番今井議員のご質問にお答えします。

ご指摘の事案につきましては、本年一月に事案が発覚して以来、地検とも協議しながら事案の徹底解明に努め、警視二名に係る事案につきまして、事案解明後地検に送致するとともに、三月の総務警察委員会においてその内容をご報告いたしました。その後も引き続き、その他の事案についても、地検と協議しながら事案の解明を進めてきたところであります。したがって、今回の事案の解明に当たりましては、法と証拠に基づき、地検とも協議しながら厳正に捜査しており、身内に甘いということは決してありません。また、国会において伊吹前国家公安委員長が、常識から外れたと発言したのは、警察の捜査を指して言ったものではない旨、既にご本人自身の答弁で明らかにされているところであります。県警察といたしましては、本日以降できるだけ早い時期に事案の解明と所要の措置を終え、県民の皆様にその内容を明らかにし、議会にご報告したいと考えておりますが、今後それらの事案に伴う個人及び組織に係る問題点を踏まえ、部外者との節度ある交際の徹底、昇任試験制度の見直しなどについて具体的な再発防止対策を講じることとしております。

◎公安委員(畠中俊尚) (登壇) 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

公安委員会は今回事案について具体的な指示を行ったのか、また、公安委員会の所掌事

務の処理状況の県議会への報告についてご質問でございますが、今回の事案については、 警察本部長から調査の過程で必要な報告を受けており、その都度公安委員会として事案の 徹底解明等の必要な指示を行うなど、警察法にのっとった適切な管理を行っているところ であります。

また、県議会に対する所掌事務の処理状況等の報告につきましては、公安委員会の事務 局である県警から必要な報告が議会に対して適切になされているものと承知しております。 以上です。

◆九番 (今井光子) 今お答えをいただきましたけれども、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず、乳幼児医療の問題です。

乳幼児医療につきましては国の動向を見てということですけれども、これは子育て支援の非常に大事な柱になるというふうに思うんですが、県のこの総合計画の中には一切触れられていないというのがありまして、これはまず、何で位置づけられていないのかなということをお伺いしたいというふうに思います。

それから、同和対策の終結に向けての問題です。

今本当に、終結の持っていき方によりまして、この間長年の時間と莫大なお金をかけて きたものが本当に実るのかどうかという、そういう時期ではないかというふうに思ってお ります。そのためにはやはり終わり方を丁寧に終わっていく、きちっとした終わり方をし ていくというのが私は非常に大事ではないかというふうに思うんですけれども、私は、高 田で以前にお年寄りのはり・きゅうの医療の無料化の運動がありましたときに、運動が盛 り上がったとき行政側が、同和地区のお年寄りだけを無料にするという、そういう提案を してきたことがありました。そのときに中心になっておりました同和地域のお年寄りの方 が、年を取って足腰痛いのは同和地域、同和地区外関係ないんだということで皆で頑張り まして、今では高田の一般的な施策としてこの事業が行われております。私は、こういう ふうな持っていき方が一般施策への移行という中身ではないかというふうに思っているわ けです。そして、例えば今同和向け住宅というのが法的にはなくなって、一般住宅になっ ているわけですけれども、その中身は、まだ対象者を同和地区内の人しか入居させないと いうようなやり方で一般施策になっています。こういう持っていき方では、私は同和問題 はなくなっていかないだろうと。本当に今、日常的に生活をしていくに当たりまして同和 を意識してあえて生活するということはもうほとんどないというような状態のときに、行 政だけが線引きをいたしまして特別対策をするというのは、これはふさわしくないと思い ます。その点で知事のお考えを再度お伺いしたいと思います。

それから、男女共同参画ですけれども、ぜひ幅広い登用をお願いしたいというふうに思います。

それから、業者の実態調査ですけれども、これにつきましては国会でも取り上げており

ますので、国の動向を見ながら、ぜひ具体化を進めていただきたいと思います。

そして、県警本部長にお伺いいたしますけれども、従来個人の責任の問題だというふうな認識を示されたと思いますが、この問題についてまだそのようにお考えになっておられるのか、それとも組織としての問題だというふうにお考えになっているのか、その点につきましてのご意見を伺いたいというふうに思います。

それから、公安委員会ですが、所轄事務の状況報告を県議会に報告をすべきということで、今していただいているというふうなご発言でしたけれども、毎週公安委員会は開かれているというふうに聞いておりますので、その都度報告された中身を県の総務警察委員会で、こういうことがあったんだというのが委員がわかるような形での報告を求めたいということで、要望しておきたいと思います。

◎知事(柿本善也) 再質問にお答えいたします。

まず、子育ての関係について、乳幼児医療につきましては先ほどお答えしたとおりですが、ご質問の中で、ちょっと質問の趣旨をとりかねたんですが、子育てについて総合計画に載ってないというのは……(九番今井光子議員「これに」と呼び、資料を示す)ちょっとごらんいただいたらいいと思いますが、その中にリーディングプランというのがございます。その第一に子育てと書いてあります。その中身をごらんいただきたいと思います。子育ては重要な柱でございますので、それについて触れられてないというのは、ちょっと私としては理解しがたいところでございまして、リーディングプラン十四並んでおりますが、トップはたしか子育てであったと思います。(九番今井光子議員「乳幼児医療費が載ってないということなんです」と呼ぶ)それは実施計画の中身の、もっと二百ページほどあるやつをごらんいただければありがたいと思います。

それからもう一つ、地域改善対策の方で、終わり方がしっかりしなきゃならんと、ご指摘の点はよくわかるんですが、やはりちょっと、一方で教育、産業、就労等についてやはり今後の対策が必要である面が残されていることは事実でございます。やはりそういうものもしっかりと、二十一世紀に残さない形で、施策の今までの経過を大切にしていかなきゃならないと思います。例えば今おっしゃいましたけれども、既成事実を変えるわけにいかんわけでして、急に断絶的に変わらない。公営住宅のことをおっしゃったですけど、例えばご質問にございましたが、住宅新築資金の貸付制度が実施されておりますが、貸し付けているという状態はこの法律が終わりましてもまだ残っているわけでございます。やはりそういう形で残るものについては、それに応じた対応をしていくよりほかないわけでございまして、やはりそれぞれの施策、今後は一般対策に移りますが、それ以前につくられた状態については、それに応じた対応をしなければならないだろうと私は考えている次第でございます。

以上でございます。

◎警察本部長(綿貫茂) 九番今井議員の再質問にお答えいたします。

今回の事案は、警察職員が、元同僚であるとか同期生であるとか、そういう関係を持つ 警察退職者との個人的な関係により違法不正な行為を行っていた事例が大部分であります ので、それらの警察職員の倫理感の欠如等に大きな問題があったというふうに考えており ます。

◆九番(今井光子) 乳幼児医療費がこの総合計画に載っていないということで、全部見ましたけれども、載っておりませんので、知事にもう一度見ていただきたいと思います。これは、あるノーベル賞の女性詩人が言っておりますが、我々が必要とするものは多いが、それは先に延ばせる、しかし子どもは待てない、今この瞬間も子どもの骨格は形づくられ、血肉はつくられ、その知能は発達し続ける、子どもにとってあすはない、今しかないというのがありますけれども、本当に、十四年を待たずに、知事としてもぜひ早急に窓口の無料化を実現できるように検討していただきたいと思います。

それから、県警本部長ですけれども、早い時期にするということで言われておりますが、 今議会にぜひ報告をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。